

Kitaca加盟店規約

Kitaca加盟店規約

要な措置を講ずるものとする。

第10条(商品等の引き渡し)

1.Kitaca加盟店は、Kitaca電子マネー取引を行った場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとし、直ちに商品等の全てを引き渡しまたは提供することができない場合は、利用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとする。
2.Kitaca加盟店は、Kitaca電子マネー取引による商品等の引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合には、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面等により当社に申し出、当社に承認を得るものとする。

第11条(無効ICカードの取扱い)

Kitaca加盟店は、当社から特定のICカード等を無効とする旨の通知を受けた場合(特定のICカード等を無効とする旨のデータ(以下「ネガデータ」という)をKitaca端末が受信した場合を含む)、当該通知によって無効とされたICカード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとする。また、Kitaca加盟店は、無効とされたICカード等について、当社の指示に従った取扱いを行うものとする。

第12条(電子的情報の送受信)

1.Kitaca加盟店は、電子マネー取引によって利用者のICカード等より転送されたKitaca電子マネーおよびこれに付随する情報を、当社が定める通信手段・手順等によりKitacaサーバ(以下「中継サーバ」という)に移転および送信を行うものとし、またネガデータ等を受信するものとする。
2.前項の通信にかかわる費用は、Kitaca加盟店の負担とする。

第13条(電子マネー取引の精算、取扱手数料)

1.当社は、Kitaca加盟店に対し、本案に定める方法により、Kitaca加盟店が、本契約に従って利用者へKitaca電子マネーを利用させることにより取得する電子マネー取引による売上金額相当の精算金を支払うものとする。
2.Kitaca加盟店は取扱手数料(利用者との取引代金の決済において電子マネー取引のシステムを利用する対価)として、Kitaca電子マネーの利用による売上金額を合計した金額に、Kitaca加盟店が、当社で合意した手数料率を乗じ、円未満を切捨てた金額を支払うものとする。
3.当社のKitaca加盟店に対する第1項の支払いは、当月1日より15日取引分を当月15日締切日、当月16日より末日取引分を当月末日締切日として当社に到着した当該電子マネーの利用による売上金額の総額より、前項の手数料を差し引いた金額(以下「電子マネー取引精算金」という)を、15日が締切日の場合は当月末日に、末日が締切日の場合は翌月15日にKitaca加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとする。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。振込みにかかる手数料は、当社の負担とします。
4.当社のKitaca加盟店に対する電子マネー取引精算金は、当社が直接支払うか、または当社が指定し、事前に加盟店に通知した所定の会社が立替払いをするものとする。

5.Kitaca加盟店は、当社から支払通知書が送付された際には、その記載内容を確認するものとし、それに異議がある場合、支払通知書が送付された日から30日以内に当社に申し出るものとする。ただし、支払通知書が送付された日から30日以内に申し出がない場合には、当社はKitaca加盟店が支払通知書の記載内容を異議なく承認したものとみなすことができるものとする。
6.前項の規定にかかわらず、Kitaca加盟店に故意または過失がある場合を除き、Kitaca加盟店のKitaca端末から当社へKitaca電子マネーの転移がなされた場合でも、かつ当社においてKitaca加盟店が前項に記載の記録に記録し、なおKitaca加盟店の全額を確認できた場合には、当社はKitaca加盟店に対し、当該確認ができた金額に関する電子マネー取引精算金の支払いを行うものとする。
7.当社にKitaca加盟店に対する手数料以外の請求代金がある場合には、当社は第3項より支払う代金から当該代金を差し引けるものとする。また、Kitaca加盟店から当社へ第3項より支払う代金以外の請求代金がある場合には、当社は第3項により支払う代金と合わせて支払うことができるものとする。
8.前項の場合、当社がKitaca加盟店に支払通知書を送付している場合には、当社の支払通知書に前項記載の取扱いを記載するものとする。

第14条(偽造および変造された電子的情報の取扱い等)

1.Kitaca加盟店は、Kitaca端末に転送された電子的情報が、偽造または変造されたものであることが判明した場合、または明らかに偽造または変造されたと判断できるICカード等その他ICカード等の有効性が明らかと疑わしいICカード等を提示された場合には、当社が指定する方法により、当社にその旨を直ちに連絡するとともに、当該電子的情報について、当社の指示に従った取扱いを行うものとする。
2.Kitaca加盟店が前項に違反して取引を行った場合、Kitaca加盟店は当社に対し当該取引にかかわる売上金額に対応する電子マネー取引精算金の支払いを請求することができるものとする。
3.Kitaca加盟店が本条第1項に規定する連絡を含む本契約上の義務を遵守した場合には、当社はKitaca加盟店に対し、当社が確認することができる額を限度として、偽造または変造された電子的情報について全額による補償を行うものとする。ただし、当社が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではないものとする。
(1)Kitaca加盟店または、Kitaca加盟店の従業員その他Kitaca加盟店の業務を行う者が故意または過失により当該偽造または変造し何らかの関与をした場合
(2)Kitaca加盟店が当該電子的情報の転移を受ける際に、当該電子的情報が偽造または変造されたのを知っていた場合、またはKitaca加盟店の重大な過失により当該電子的情報が偽造もしくは変造されたことを知らなかった場合
4.紛失・盗難されたICカード等が発生した場合、または偽造・変造された電子的情報による売上などが発生した場合に、当社がKitaca加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を行った場合には、Kitaca加盟店は誠実に協力するものとする。またKitaca加盟店は、当社から指示があった場合もしくはKitaca加盟店が必要と判断した場合には、Kitaca加盟店またはKitaca加盟店の店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとする。

第15条(返品等の取扱い)

Kitaca加盟店は、電子マネー取引にあたり、返品その他の理由により利用者との電子マネー取引の取消しを行う場合、利用者に対して当該電子マネー取引による売上金額相当の現金金に電子マネー戻す場合であっても、Kitaca加盟店は当社に対して第13条第2項に基づく取扱手数料を支払ふものとする。ただし、当社が指定する限りにより電子マネー取引を取消す場合には、Kitaca電子マネーをKitaca端末から当該取引に使用したICカード等に移転することにより払い戻しができるものとする。

第16条(電子マネー取引精算金の支払いの取消しおよび留保)

1.次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社にKitaca加盟店に対し、当該電子マネー取引にかかると認められた電子マネー取引精算金の支払いの義務を負わないものとする。ただし、本項(2)に該当する場合、当社が当該電子マネー取引にかかると認められた場合この限りではないものとする。
(1)Kitaca加盟店から当社へ転送されたKitaca電子マネーが正当なものでない時
(2)Kitaca加盟店が、第12条第1項に基づく転移、送信および受信を行わなかった場合
(3)Kitaca加盟店が、第8条および第8条の2に違反して電子マネー取引を行った時
(4)Kitaca加盟店が、第9条第2項に違反して電子マネー取引を行った時
(5)Kitaca加盟店が、第11条に違反して電子マネー取引を行った時
(6)Kitaca加盟店が、明らかに不正使用に対して電子マネー取引を行った時
7.その他Kitaca加盟店が本契約に違反した時
2.当社が、Kitaca加盟店に対し、前項に該当する電子マネー取引精算金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、Kitaca加盟店は直ちに当社の指定する方法により当社に当該電子マネー取引精算金を返還するものとする。なお、Kitaca加盟店が当該電子マネー取引精算金を返還しない場合には、当社は次回以降支払いとなるKitaca加盟店に対する電子マネー取引精算金から当該電子マネー取引精算金を差し引くことができるものとする。
3.当社が、第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があることと認めた場合には、当社が調査が完了するまで当該電子マネー取引にかかると認められた支払いの留保することができるものとし、当社は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとする。
4.前項の調査開始日より30日を経過しても、第1項記載の各事由のいずれかに該当する可能性があることと当社が認めた場合には、当社は当該電子マネー取引精算金の支払い義務を負わないものとする。なおこの場合においてもKitaca加盟店および当社は調査を続けることができるものとする。
5.前項後段の規定により引き続き調査を行った時で、当該調査が完了し、当社が当該電子マネー取引にかかると認められた場合には、当社は当該電子マネー取引にかかると認められた電子マネー取引精算金を支払うものとする。

第17条(差押の場合の処理)

電子マネー取引精算金の差押、滞納処分等があった場合、当社は当該電子マネー取引精算金を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続による限り遅延損害金を支払う義務を負担しないものとする。

第18条(情報の収集および利用等)

1.Kitaca加盟店は、本契約に基づいて行う業務または当社にKitaca加盟店契約の申し込みをした個人(以下「申込者」といいます)の代表者(以下、併せて「Kitaca加盟店等」という)は、当社が本項に定めるKitaca加盟店等の情報につき必要な保護措置を行った上で、以下のとおり取扱うことと同意する。
(1)本契約(本申し込みを含む)、以下利用を含む当社とKitaca加盟店等の間の加盟申し込み書および加盟後の管理等取引上の判断の為に、以下の①②③④⑤⑥⑦のKitaca加盟店等の情報(代表者の個人情報を含む。以下「加盟店情報」という)を収集、利用するものとする。

①Kitaca加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等Kitaca加盟店等が加盟申し込み時および変更届け時に届け出た事項

②加盟申込日、加盟承認日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等のKitaca加盟店等と当社の取引に関する事項
③Kitaca加盟店の電子マネー取引等の取扱い状況
④当社が収集したKitaca加盟店等のクレジット利用履歴
⑤Kitaca加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項

⑥当社が適正かつ適法な方法で収集した登録簿、住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項
⑦電話番号、住宅地図、官報等において公開されている情報

(2)以下の目的のために、前号①②③④の加盟店情報を利用することは、ただし、Kitaca加盟店が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとする。(中止の申し出は当社が指定するお問合せ窓口へ連絡するものとする。)

①当社が本項に基づいて行う業務

②売込物の決済等当社または他の加盟店等の営業案内

③売込物のクレジットカード事業者のKitaca加盟店等に対する事業(当社が定義した事業をいう)における新商品、新機能、新サービスの開発

3.本契約に基づいて行う業務を業務代行者に委託する場合、加盟の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に開示すること。

2.Kitaca加盟店等は、発行者が行う加盟申し込み審査、加盟後の管理等取引上の判断、および発行者がKitaca電子マネー利用促進に関わる業務を行うために、当社が発行者に対して本条第1項(1)①②③(ただし、①のうち代表者の氏名等個人情報は除く)記載の加盟店情報を提供することに同意します。

第19条(加盟店情報の開示、訂正、削除)

1.Kitaca加盟店は、当社に対して、当社が保有するKitaca加盟店に関する情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとする。

(1)当社への開示請求：当社お問合せ窓口へ

2.登録内容が不正確または限りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとする。

第20条(加盟店情報の取扱いに関する不同意)

当社は、Kitaca加盟店が加盟申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第18条及び第19条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は、加盟を断ること、解約の手続きをすることを怠りません。なお、第18条第1項(2)②に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

第21条(ＪＲ北海道による審査等)

1.当社は、当社へKitaca加盟店契約の申し込みをした者(以下「申込者」といいます)の加盟店審査を第三者に委託することができます。
2.ＪＲ北海道が、Kitaca加盟店をKitaca加盟店として取り扱うことを不適当と認め、当社に対して拒否する旨の通知をした場合には、当社は、当社所定の方法でその旨を当該Kitaca加盟店に通知するものとする。この場合には、当該Kitaca加盟店は拒否理由の開示を求めないものとする。

第1条(総則)

本規約は、Kitaca加盟店が、利用者との取引代金の決済に関してKitaca電子マネーを利用する場合の、Kitaca加盟店と当社との間の契約関係につき定めるものである。

第2条(用語の定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとする。
1.「Kitaca加盟店」とは、北海道旅客鉄道株式会社(以下「ＪＲ北海道」という)がKitaca電子マネー取引に係る加盟店として指定した店舗等であって、本規約を承認のうえ、当社に加盟を申し込み、当社が加盟を承認した者をいいます。

2.「Kitaca電子マネー」とは、発行者がICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、ＪＲ北海道の定める方法でICカード等に記録した金銭的価値をいいます。
3.「ICカード等」とは、利用者がKitaca電子マネーを記録・利用するための、ICチップを内蔵する別表第1号のサービスマークの付されたカード等の情報記録媒体をいいます。

4.「発行者」とは、ＪＲ北海道または、ＪＲ北海道がKitaca電子マネーの発行者として指定する会社若しくは組織をいいます。

5.「利用者」とは、発行者が別に定めるKitacaに関する取扱規則(以下「Kitaca電子マネー取扱規則」という。)、または発行者以外の者が定める他者発行電子マネーに関する取扱規則に同意し、電子マネーを利用する者をいいます。

6.「チャージ」とは、発行者の定める方法でICカード等にKitaca電子マネーを積み増しすることをいいます。

7.「Kitaca端末」とは、ＪＲ北海道の定める仕様を合致し、Kitaca電子マネーおよび他者発行電子マネーの読取り、引取りおよびＪＲ北海道が特に認めた場合は書き込みとすることができる機器(リーダ・ライタ)(以下「端末」という)で、当社からKitaca加盟店に、設置および利用が許され、かつKitaca加盟店がKitaca電子マネーに関するシステムの円滑な運営のために管理する端末をいいます。

8.「移転」とは、ネットワーク、Kitaca端末等を媒介することにより、情報記録媒体に記録されている一定額のKitaca電子マネーまたは他者発行電子マネーを引取り、発行者の電子計算機、ICカード等またはKitaca端末と同額のKitaca電子マネーまたは他者発行電子マネーが積み増しされることをいいます。
9.「電子マネー取引」とは、利用者がKitaca加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品または役務(以下「商品等」という)を購入しまたは提供を受ける際に、金銭等に代えてKitaca電子マネーまたは他者発行電子マネーをKitaca加盟店のKitaca端末に転送して商品等の代金を支払うことをいいます。

10.「偽造」とは、ＪＲ北海道の承認を受けずに複製等により、Kitaca電子マネーと同様または類別の機能を持つ機器を作成することをいいます。

11.「変造」とは、ＪＲ北海道の承認を受けずにKitaca電子マネーを変更を加え、元のKitaca電子マネーと内容が異なり、かつKitaca電子マネーと同様または類似の機能を有する持つ電子的情報を作成することをいいます。

12.「他社発行電子マネー」とは、発行者以外の者でＪＲ北海道が別に指定する者が情報記録媒体に記録される金額に相当する対価を得て、当該情報記録媒体に記録した金銭的価値をいいます。

第3条(Kitaca加盟店)

1.Kitaca加盟店は、前条に定める電子マネー取引を行う店舗又は施設(以下「Kitaca取扱店舗」という)について、あらかじめ当社に所定の書面をもって申請し、当社の承認を得るものとする。当社は当該指定を受けた場合、Kitaca加盟店番号を付与する。申請内容について変更を行う場合も同様とする。また、Kitaca加盟店は、加盟店においてKitaca電子マネー取引を中止又は終了する場合、あらかじめ当社に所定の書面をもって申請し、当社の承認を得るものとする。

2.Kitaca加盟店は、すべてのKitaca取扱店舗の利用者の見やすいところ、かつ当社所定のKitaca加盟店標識等を掲示するものとする。

3.Kitaca加盟店は、当社から電子マネー取引に関する資料の請求があった場合、遅滞なくその資料を提出するものとする。

4.Kitaca加盟店は、発行者と利用者との契約関係を承認し、Kitaca電子マネー及び他者発行電子マネーに関するシステムの円滑な運営および、Kitaca電子マネー取引の普及向上に協力するものとする。また、Kitaca加盟店は、当社よりKitaca電子マネーの利用促進施策およびこれにかかわる掲示物設置等の要請を受けた時は、これに応じるものとする。

5.Kitaca加盟店は、ＪＲ北海道、当社およびそれらの委託先が、Kitaca電子マネーの利用促進のために、Kitaca加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などにKitaca加盟店の名称、標章および所在地などを掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。

6.Kitaca加盟店は、電子マネー取引に関する情報、Kitaca端末その他の付帯設備、及びKitaca加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これらを第三者に使用させてはならないものとする。

7.Kitaca加盟店は電子マネー取引の運用にあたり関連諸法規を遵守するものとする。

8.Kitaca加盟店は、Kitaca電子マネー取扱規則の記載内容を承認し、これに従って利用者との電子マネー取引を行うものとする。

9.Kitaca加盟店は、本契約に定める義務等をKitaca加盟店の従業員、その他Kitaca加盟店の業務を行う者に遵守するものとする。

10.当社、Kitaca加盟店の従業員、その他Kitaca加盟店の業務を行う者が、電子マネー取引に関連して行った行為は、すべてKitaca加盟店の行為とみなします。

11.Kitaca加盟店が本契約およびKitaca電子マネー取扱規則または他者発行電子マネー取引者向けの約款に定める手続きによらず電子マネー取引を行った場合には、Kitaca加盟店はその一切の責任を負うものとする。

12.Kitaca加盟店は、当社が、電子マネー取引の安全化措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとする。

13.Kitaca加盟店は、本条第1項に基づく当社の承認に加え、別途ＪＲ北海道の指定を得るものとする。

第4条(費用負担等)

Kitaca加盟店は、Kitaca加盟店標識、Kitaca端末等を購入する場合の購入代金を当社が別途定める方法で支払うものとする。なお、支払われたKitaca加盟店標識およびKitaca端末等の代金は、Kitaca加盟店または当社が本契約を解約または解除した場合には返還されないものとする。

第5条(届出事項の変更)

1.Kitaca加盟店は、当社に届け出ている商号・代表者・所在地・電話番号・Kitaca取扱店舗および振込指定金融機関口座、業種、販売方法その他所定の書面に記載した該事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の書面により、当社への届出内容を捺印のうえ届け出、当社の承認を得るものとする。

2.前項の届け出がないために、当社からの通知または送付書類、振込金等が延滞し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時にKitaca加盟店に到着したものとみなす。

第6条(地位の譲渡等)

1.Kitaca加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。

2.Kitaca加盟店は、Kitaca加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、貸与または一切の担保に供しないものとする。

3.当社は、本契約上の全ての地位を第三者に譲渡することができるものとし、Kitaca加盟店はあらかじめこれを承諾するものとする。

第7条(業務の委託)

1.Kitaca加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとする。

2.前項にかかわらず、当社が事前に承認した場合には、Kitaca加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとする。

3.前項より当社が業務委託を承認した場合においても、Kitaca加盟店は本契約に定めるすべての義務および責任について免れないものとする。また、業務委託した業務代行者が委託業務に関連して当社または発行者に損害を与えた場合、Kitaca加盟店は業務代行者と連帯して当社または発行者の損害を賠償するものとする。
4.Kitaca加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に当社に申し出、当社の承認を得るものとする。

5.当社は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を、Kitaca加盟店の承認を得ることなく、業務代行者に委託することができるものとする。

第8条(Kitaca電子マネー取引)

1.Kitaca加盟店は、利用者からICカード等の提示により電子マネー取引を求められた場合、本契約に従い、正当かつ適法に店舗等において電子マネー取引を行うものとする。

2.Kitaca加盟店は、提示されたICカード等についてKitaca端末に無効である旨の表示がなされた場合には、当該ICカード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとする。

3.Kitaca加盟店は、明らかに偽造、変造もしくは破損と判断できるICカード等を提示された場合、または明らかに不正使用と判断できる場合は電子マネー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を当社の指定する連絡先に連絡するものとする。

4.Kitaca電子マネー取引においては、利用者のICカード等からKitaca端末に、商品等の代金額に相当するKitaca電子マネーの転移が完了した時点で、転移したKitaca電子マネー相当分の利用者のKitaca加盟店に対する代金債務をＪＲ北海道が免费的に引き受け、その後直ちに、当社が当該代金債務をＪＲ北海道から免费的に引き受けるものとする。

5.Kitaca加盟店は、Kitaca電子マネー取引を行うにあたっては、Kitaca端末および当該端末を接続する機器により取引代金の入力、Kitaca端末によるKitaca電子マネーの転移を行うものとする。この時Kitaca加盟店は利用者に対し、取引代金およびKitaca電子マネーの残額の確認を求め、その承認を得るものとする。

6.Kitaca加盟店は、1回の電子マネー取引を、2枚以上のICカード等により行うことはできないものとする。なお利用者のICカード等のKitaca電子マネーの残額が取引代金に満たない場合は、当社が特に認めた場合を除き、現金その他の支払い方法により不足分の決済を行うものとする。

7.Kitaca加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことあらかじめ承認するものとする。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも当社が責任を負わないものとする。

8.Kitaca加盟店がKitaca電子マネー取引の売上として利用者のICカード等から引くことができるKitaca電子マネーは、当該電子マネー取引において提供される商品等の代金額に相当する額(税金・送料等を含む)のみとし(ただし、本条第6項による取引の場合に現金その他の支払い方法により決済した額を除く)、現金と立て替へおよび過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとする。また、Kitaca電子マネー取引に際し、Kitaca電子マネーのチャージと転移をみだりに複数回繰り返すこと等もできないものとする。

第8条の2(他社発行電子マネー取引)

1.Kitaca加盟店は、ＪＲ北海道が指定した他社発行電子マネーを使った取引(以下「他社発行電子マネー取引」という)を希望する者(以下「他社発行電子マネー取引者」という)から他社発行電子マネーの情報記録媒体の提示により他社発行電子マネー取引を引き求められた場合には、正当かつ適法に店舗等において他社発行電子マネー取引を行うものとする。

2.Kitaca加盟店は、他社発行電子マネー取引者が他社発行電子マネーの情報記録媒体を提示した場合には、他社発行電子マネーに係る他社発行電子マネー取引者向けの取扱規則に従い、電子マネー取引を行うものとする。

3.Kitaca加盟店は、他社発行電子マネー取引が行われた場合において、他社発行電子マネー取引者の情報記録媒体からKitaca端末に対し、商品等の代金に相当する他社発行電子マネーの転移が完了した時点で、他社発行電子マネーの発行者が他社発行電子マネー取引者のKitaca加盟店に対する代金債務を自動的に引き受け、その後直ちに、当社が当該代金債務を当該発行者から免费的に引き受けるものとする。

4.Kitaca加盟店は、他社発行電子マネー取引、前項より当社が引き受けたい代金債務の発行者その他他社発行電子マネーの取扱いにつき、当社が別途指定した場合および本規約に他社発行電子マネーに関する記載がある場合を除き、前条に定めるKitaca電子マネー取引、その他本規約の規定に準じてその取扱いを行うものとする。

第9条(差別的取扱いの禁止・協力義務)

1.Kitaca加盟店は、本条第2項に定める場合を除き、正当な理由なく利用者との電子マネー取引を拒絶したり、直接現金払いやその他の支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求したり、電子マネー取引によらない一般の顧客より不利となる差別的取扱いを行うこととはできないものとする。

2.Kitaca加盟店は、以下に定める内容の電子マネー取引を行わないものとする。

(1)公序良俗違反の取引

(2)法律上禁止された商品等の提供

(3)有価証券および金券の取扱い

(4)その他当社が不適当と判断する取引

3.Kitaca加盟店は、当社から、利用者のKitaca電子マネー取引の使用状況などの調査の要請があった場合、これに応じるものとする。

4.Kitaca加盟店は、利用者から電子マネー取引および商品等に関する苦情、相談を受けた場合や、Kitaca加盟店と利用者の間において紛争が生じた場合、または、利用者、関係者庁その他の行政機関等から本条第2項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、Kitaca加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。

5.Kitaca加盟店と利用者との間で前項に定めるトラブルが発生した場合、当社は、Kitaca加盟店に対し当該トラブルに関して調査を行うことができるものとする。なお、Kitaca加盟店は、当社が行う調査に対し協力するものとする。

6.前項に基づく調査により、当社がKitaca加盟店に対してもたらした再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、Kitaca加盟店は、再発防止のために必

第22条(契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)

1.当社が加盟を承認しない場合であっても加盟申し込みをした事実を、承諾をしない理由の如何を問わず、第18条に定める目的(ただし、第18条第1項(2)②に定める営業案内を除く)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2.当社は、加盟契約終了後も第18条に定める目的(ただし、第18条第1項(2)②に定める営業案内を除く)および開示請求等に必要範囲で、法令または当社が定める所定の期間加盟店情報および加盟店契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第23条(Kitaca電子マネー取引に関する情報等の秘密保持)

1.Kitaca加盟店は、本契約に基づいて知り得た電子マネー取引に付帯する情報、Kitaca端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のICカード等に関する情報(Kitaca固有のカード番号等の情報も含む)ならびに手数料率を含む当社および発行者の営業上の秘密を他に漏洩してはならないこと、及び紛失してはならないものとする。

2.Kitaca加盟店は前項の情報から第三者に漏洩すること、及び紛失することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。

3.Kitaca加盟店の責に帰すべき事由により、当社に電子マネー取引に付帯する情報、Kitaca端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のICカード等に関する情報(Kitaca固有のカード番号等の情報も含む)ならびに手数料率を含む当社および発行者の営業上の秘密に関する情報、利用者のICカード等による損害が発生した場合には、当社はKitaca加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。

4.本条第1項に定める事項につき漏洩、紛失等が生じた場合、またはそのおそれがあることを認められる場合、Kitaca加盟店は、直ちに当社に連絡するものとし、当社が当該連絡に基づき実施する措置に応じること、および当社が電子マネー取引の停止等を認めることを受けるものとする。

5.Kitaca加盟店は、本条第1項に定める事項につき漏洩、紛失等が生じた場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社に当該再発防止策について通知するものとする。なお、Kitaca加盟店は、当該再発防止策に対し当社から指導を受けた場合は、これに従うものとする。

6.本条第1項ないし第5項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

第24条(反社会勢力との取引)

1.Kitaca加盟店は、Kitaca加盟店、役員、従業員、親会社および子会社等の関連会社(役員・従業員を含む)が、以下に該当しないことを保証するものとする。

①暴力団およびその構成員、準構成員

②暴力団関係企業およびその役員、従業員

③企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体および個人(総会屋等)

④社会運動を標榜して不当な利益、行為を要求する団体およびその構成員

⑤その他善意的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求を行う団体および個人

2.Kitaca加盟店が前項に定める規定に違反している場合、またはそのおそれがあることと認められる場合は、当社は直ちに本契約を解除することができること、または電子マネー取引の停止、第13条第3項の支払いを留保する等本契約の効力を保留することができるものとする。

3.Kitaca加盟店は、本条第1項に違反することにより当社に発生した損害について、全て賠償するものとする。

第25条(取扱期間)

本契約の有効期間は、1年とします。ただし、Kitaca加盟店または当社が期間満了3ヶ月前までにKitaca加盟店へ当社向けに一方から、相手方に対して書面による別段の意思表示がない場合は、本契約はさらに1年間更新し、以後はこの例によるものとする。

第26条(解約)

1.Kitaca加盟店または当社は、本契約の有効期間中、何時でも3ヵ月前までに書面をもって相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとする。

2.前項の規定にかかわらず、当社は、直前1年間に電子マネー取引を行っていないKitaca加盟店について、予告することなく本契約を解約できるものとする。

第27条(契約解除)

次の各号のいずれかの事由が発生した場合、当社はKitaca加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合当社が生じた損害をKitaca加盟店は賠償するものとする。

(1)第4条に反して費用負担を行わなかった時
(2)当社に届け出ている内容に虚偽の申請があった時および届出を行わなかった時
(3)Kitaca加盟店が、他のKitaca加盟店の電子マネー取引精算金に関する債権を買い取って、または他のKitaca加盟店に代って、当社に電子マネー取引精算金の支払いを請求した時

(4)Kitaca加盟店が、第13条第2項に基づく電子マネー取引精算金の返還を怠った時

(5)Kitaca加盟店が、第2条第1項または第2項に違反した時

(6)Kitaca加盟店または、Kitaca加盟店の従業員その他Kitaca加盟店の業務を行う者が第3条第9項の規定に違反した時

(7)Kitaca加盟店が、前6号の使用したKit